

源泉所得税の改正のあらまし

● 日米新租税条約関係 ●

平成 16 年 6 月

国 税 庁

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝しております。

さて、先般、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約」(以下「日米新租税条約」といいます。)が平成 16 年 3 月 30 日に発効し、源泉所得税については平成 16 年 7 月 1 日から適用されることになりました。この条約は、配当、利子、使用料などについて源泉地国における大幅な税の減免や、特典条項など従来のわが国の条約例にない規定を含んでおります。

また、これに関連して、平成 16 年度の税制改正において、租税条約の適用に当たっての手續等を規定した「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」や「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」(以下「実施特例法省令」といいます。)等が改正されています。源泉所得税関係については、租税条約に関する届出書の記載事項や添付書類について改正が行われております。

源泉徴収義務者の皆様におかれましては、このパンフレットをご参照の上、適正に所得税の源泉徴収を行っていただきますようお願いいたします。

(注)このパンフレットは、平成 16 年 6 月 1 日現在の法令等に基づいて作成しています。

1 日米新租税条約の特典を受けるためには、米国の居住者は、条約の特典(税の減免等)を定める各条項の要件を満たすとともに、いわゆる特典条項に定める一定の条件を満たさなければならないこととされました。また、実施特例法省令では、この特典条項の適用手續等に関する規定が整備されました。

(1) 改正前の日米租税条約(以下「旧条約」といいます。)をはじめ我が国が締結している租税条約では、一般的には相手国の居住者であれば、条約の特典(税の減免等)を定める各条項の要件を満たすことにより、租税条約の特典を受けることができます。

(2) 今回の日米新租税条約では、投資所得に対する源泉地国免税の範囲を拡大したことなどから、第三国居住者が形式的に相手国の居住者となることにより条約の特典を不当に受けようとするおそれがあります。このため日米新租税条約の適用を受けるためには、受益者は相手国の居住者であるとともに、その者が条約の特典条項に定められた所定の条件を備えなければならないこととされました。

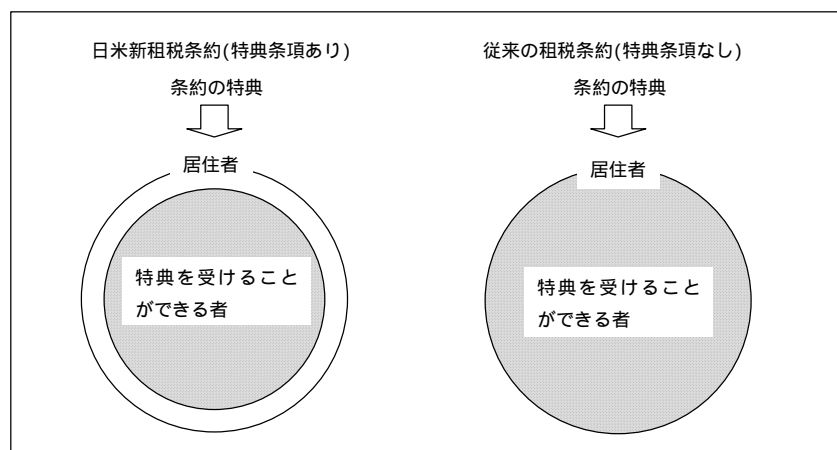
特典条項の基本的な考え方は次のとおりです。

イ 条約の相手国の居住者である個人、政府等、一定の公開会社やその関連会社、公益団体、年金基金並びに株式等の所有及び第三国への支払に関する所定の条件(支配及び課税ベース浸食基準)を満たす法人は、すべての所得について特典を受けることができます(適格者基準)。

ロ 適格者基準に該当しない相手国の居住者であっても、居住地国において営業又は事業の活動に従事しており、所得がその営業・事業活動に関連又は付随して取得される場合には、その所得につき条約の特典を受けることができます(能動的事業活動基準)。

ハ 適格者基準に該当せず、また、所得について能動的事業活動基準を満たさない相手国の居住者であっても、その設立等が条約の特典を享受することを主要な目的とするものでない権限ある当局に認定された場合には、条約の特典を受けることができます(権限ある当局による認定)。

特典条項の適用のイメージ



【適用手続等について】

- (1) 今回の実施特例法省令の改正により、特典条項のある租税条約の規定の適用により源泉所得税の減免を受ける場合には、それぞれの所得についての「租税条約に関する届出書」に特典条項に関する事項を記載した書類（「居住者証明書」などの書類を添付したものに限ります。以下「特典条項に関する付表」といいます。）を添付して、これ（以下「特典条項条約届出書」といいます。）を、支払を受ける都度、その支払を受ける日の前日（その支払を受ける配当等が無記名配当等である場合には、その支払を受ける時）までに、源泉徴収義務者を經由して税務署長に提出することとされました。

(注) 居住者証明書とは、相手国の権限ある当局が発行した「その者が、その相手国における居住者であることを証明する書類」をいいます。居住者証明の発行に関して、米国における「相手国の権限ある当局」とは、IRS（米国内国歳入庁）であると考えられます。

- (2) 特典条項条約届出書は、次の場合には、その提出を省略することができます。

イ 条約の適用を受ける国内源泉所得の支払を受ける日の前日以前3年内(条約の適用を受ける者が認定適格者等である場合には、1年内)のいずれかの時において、その国内源泉所得の基因となる資産や契約が同一である国内源泉所得について特典条項条約届出書を提出している場合(特典条項条約届出書の記載事項に異動がある場合を除きます。この場合において、その異動事項が特典条項に関する付表に記載すべき事項以外の事項であるときは、特典条項に関する付表の添付は要しません。)

(注) 認定適格者等とは、日米新租税条約の第22条1(f)、2又は4の条件を満たすことを理由に日米新租税条約の特典を受ける者をいいます。

ロ 条約の適用を受ける国内源泉所得が「特定利子配当等」である場合であって、その国内源泉所得の基因となる資産や契約が同一である国内源泉所得について既に特典条項条約届出書を提出している場合(特典条項条約届出書の記載事項に異動がある場合を除きます。この場合において、その異動事項が特典条項に関する付表に記載すべき事項以外の事項であるときは、特典条項に関する付表の添付は要しません。)

(注) 特定利子配当等とは次のものをいいます。

- 一 所得税法第161条第4号イに規定する国債又は地方債の利子
- 二 所得税法第161条第4号イに規定する内国法人の発行する債券(当該債券の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募(これに相当するものを含みます。))によるものを除きます。の利子
- 三 所得税法第161条第4号ロに掲げる預貯金の利子
- 四 所得税法第161条第4号ハに掲げる合同運用信託、公社債投資信託又は公募公社債等運用投資信託の収益の分配
- 五 所得税法第161条第5号に規定する配当等で、租税特別措置法第9条の3第1項第1号に規定する上場株式等の配当等に該当するもの(その配当等に係る内国法人の事業年度の終了の日(当該配当等が、所得税法第25条第1項の規定により利益の配当又は剰余金の分配とみなされるものに係る配当等については、租税特別措置法第9条の3第1項第1号に規定する政令で定める日)においてその内国法人の発行済株式の総数又は出資金額の100分の5以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する者が支払を受けるものを除きます。)
- 六 所得税法第161条第5号に規定する配当等で、租税特別措置法第9条の3第1項第2号又は第3号に掲げるもの

七 所得税法第 161 条第 11 号に掲げる給付補てん金、利息、利益又は差益

八 所得税法第 161 条第 1 号に掲げる所得で、租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等

2 日米新租税条約では、配当、利子、使用料など投資所得に対する源泉地国における課税が大幅に減免されました。

日米間における投資交流の一層の促進を図るとの観点から、相手国の居住者が受領する配当、利子、使用料に対する源泉地国における限度税率が、次のとおり軽減されました。

【配当】

		改 正 前	改 正 後	
配 当	親子会社間配当 (持株割合 10%以上)	10%	持株割合 50%超で 一定の要件を満たすもの	免 税
			上記以外のもの	5 %
	上記以外の配当	15%	10%	

(1) 旧条約では、源泉地国における限度税率は、いわゆる親子会社間配当(旧条約では、持株割合 10%以上の子会社からの配当をいいます。)については 10%、親子会社間配当以外の配当については、15%とされていました。

(2) 日米新租税条約では、親子会社間配当についての源泉地国における限度税率は、「配当の支払を受ける者が特定される日」においてその配当を支払う法人の議決権のある株式の 10%以上を直接又は間接に所有する法人を受益者とする配当については 5%とされました。さらに、親子会社間配当のうちでも「配当の支払を受ける者が特定される日」をその末日とする 12 か月の期間を通じ、配当支払法人の議決権のある株式の 50%超の株式を直接又は間接(この場合の中間所有者は、日米いずれかの居住者である必要があります。)に所有する一定の法人を受益者とするものについては、源泉地国において免税とされました。

また、居住地国において租税が免除されている年金基金を受益者とする配当に対しても、その配当がその年金基金が直接又は間接に事業(年金基金が本来行うべきものとされている「退職年金その他これに類する報酬の管理又は給付」のための活動以外の活動をいいます。具体的には、例えば、年金被保険者の福祉の増進を目的とした宿泊所や保養所などの施設業務などの活動がこれに該当します。)を遂行することにより取得されたものである場合を除き、源泉地国において免税とされました。

これらの配当以外の配当についての源泉地国における限度税率は、10%とされました。

【利子】

		改 正 前	改 正 後
利 子		10%	10% (金融機関等が受け取る利子は免税)

(1) 旧条約では、源泉地国における限度税率は、10%とされていました。

(2) 日米新租税条約でも源泉地国における限度税率は、原則として 10%とされていますが、金融機関など一定の者を受益者とするものについては、源泉地国において免税とされました。

利子が源泉地国において免税とされるのは、以下の場合です。

イ 利子の受益者が、締約国、その地方政府・地方公共団体、中央銀行、その締約国が全面的に所有する機関である場合

ロ 利子の受益者が条約の相手国の居住者であって、その利子が、締約国の政府、その締約国の地方政府・地方公共団体、中央銀行、その締約国が全面的に所有する機関により保証された債権、これらによって保険の引受けが行われた債権又はこれらによる間接融資に係る債権に関して支払われる場合

ハ 利子の受益者が条約の相手国の居住者であって、銀行(投資銀行を含みます。)、保険会社、登録を受けた証券会社又は資金仲介業務を営むものとして定められた定量基準を満たす企業である場合

(注) 上記の「定量基準を満たす企業」とは、利子の支払が行われる課税年度の直前の 3 課税年度において、その負債

の50%を超える部分が金融市場における債券の発行又は有利子預金から成り、かつ、その資産の50%を超える部分がその者と日米新租税条約第9条(a)又は(b)にいう関係を有しない者に対する債権から成る企業をいいます。

二 利子の受益者が条約の相手国の居住者であって、年金基金である場合(対象となる利子からは、上記【配当】(2)の年金基金と同様、一定のものが除かれます。)

ホ 利子の受益者が条約の相手国の居住者であって、信用供与による設備又は物品の販売の一環として生ずる債権に関し利子を受領する場合

【使用料】

	改 正 前	改 正 後
使 用 料	10%	免 税

- (1) 旧条約では源泉地国における限度税率は、10%とされていました。
- (2) 日米新租税条約では使用料については、源泉地国において一律免税とされました。

【適用手続等について】

- (1) その支払を受ける利子、配当、使用料などについて、日米新租税条約の適用を受ける場合には、平成16年7月1日以後最初にその支払を受ける日の前日までに、所定の事項を記入した届出書に特典条項に関する付表(添付書類を含みます。)を添付して、その源泉徴収義務者を經由して、その源泉徴収義務者の納税地の所轄税務署長に届出をする必要があります(「1」の【適用手続等について】参照。)
- (2) 改正前の実施特例法省令では、(1)の届出書の記載事項に異動を生じた場合には、改めてその異動事項を記載した届出書を提出しなければならないこととされていました。改正後の実施特例法省令では、配当又は利子につき提出した租税条約に関する届出書の異動を生じた事項が株式の数量や出資の金額、債券の数量又は貸付金の金額などのみである場合は、異動届出書の提出を省略することができることとされました。なお、この改正は、平成16年7月1日から適用され、日米新租税条約だけでなく日米新租税条約以外の租税条約の適用を受ける場合にも適用されます。
- (3) 改正前の実施特例法省令では、配当について租税条約の規定に基づき免税を受けようとする場合には、その租税条約の相手国の居住者が「免税を受けることができることについての租税条約の相手国の権限ある当局の証明書」を添付しなければならないこととされていました。

改正後の実施特例法省令では、配当だけでなく、利子について免税を受ける場合にも租税条約の相手国の権限ある当局の証明書を添付しなければならないこととされました。

ただし、利子や配当につき租税条約の相手国の権限ある当局がそのような証明を行うことができない場合(日米新租税条約の適用を受ける場合や従来そのような証明が行われていない租税条約の適用を受ける場合が、現在のところこれに該当します。)には、その証明書に代えて租税条約に定める免税の要件を満たすことを明らかにする書類(その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。)及び「居住者証明書」を添付することとされました(居住者証明書については、特典条項に関する付表に添付している場合は、省略して差し支えありません。)。なお、この改正は、日米新租税条約のほか、平成16年4月1日以後適用開始となる租税条約について適用されます。

また、使用料について租税条約の規定に基づき免税を受けようとする場合には、その使用料の支払の基因となった契約の内容を記載した書類及び「居住者証明書」を添付することとされました(居住者証明書については、特典条項に関する付表に添付している場合は、省略して差し支えありません。)。なお、この改正は、日米新租税条約のほか、平成16年4月1日以後適用開始となる租税条約について適用されます。

3 日米新租税条約では、芸能人の報酬や給与など人的役務の提供の対価についても規定が見直されています。

【給与所得】

- (1) 旧条約では、一方の締約国の居住者が受領する給料、賃金その他これらに類する報酬(以下「給料等」といいます。)は、その基因となった勤務が他方の締約国の国内で行われる場合、一方の締約国とともに他方の締約国においても課税することができることとされていました。

ただし、勤務を行う者の他方の締約国におけるその滞在期間が課税年度を通じて合計 183 日以下であり、給料等の支払者がその他方の締約国の居住者でなく、かつ、その給料等が他方の締約国内にある恒久的施設等に負担されるものでない場合には、その他方の締約国においては免税とされていました(短期滞在者免税)。

- (2) 日米新租税条約では、短期滞在者免税の要件のうち滞在期間に関する要件が、その課税年度において開始又は終了するいずれの 12 か月間においても合計 183 日以下であることとされました。

【役員報酬】

- (1) 旧条約では、役員賞与や過大役員報酬など損金算入を否認されるものを除いて、役員報酬についても使用人の給与等と同様に取り扱うこととされていました。
- (2) 日米新租税条約では、一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬などについては、他方の締約国で課税することができることとされました。

【芸能人等】

- (1) 旧条約では、一方の締約国の居住者である芸能人等が他方の締約国において芸能人等として行う人的役務により得る報酬については、自由職業所得条項が適用され、他方の締約国における滞在期間が 90 日を超える場合、又は、その所得がその課税年度を通じて 3,000 合衆国ドル若しくは日本円によるその相当額を超える場合には、役務提供地である他方の締約国において課税されることとされていました。また、その人的役務の対価が給与等として芸能人に対して支払われる場合には、給与所得条項が適用されていました。
- (2) 日米新租税条約では、一方の締約国の居住者である芸能人等の受ける報酬や給与等については、原則として、それぞれ事業所得条項や給与所得条項が適用されます。ただし、これらの条項により役務提供地国である他方の締約国において免税となる場合であっても、新設された芸能人等条項が適用され、役務提供地国である他方の締約国において受ける報酬や給与等の総額が 10,000 合衆国ドル又は日本円によるその相当額を超えない場合を除いて他方の締約国において課税されることとされました。

また、一方の締約国の居住者である芸能人等の役務提供による所得がその芸能人等以外の者(一方の締約国の居住者に限ります。以下「芸能法人」といいます。)に帰属する場合には、その所得に対しては、事業所得条項や給与所得条項にかかわらず、役務提供地国である他方の締約国において課税できることとされました。ただし、芸能法人の受ける所得であっても、契約において活動を行う芸能人等が特定されておらず、その芸能法人が芸能人等を選定できる場合(例えば、サーカスなどの出演に関する契約等において特定の出演者の出演が一切義務付けられていないような場合がこれに該当すると考えられます。)には芸能人等条項は適用されないこととされました。この場合には、事業所得条項が適用されます。

(注) 報酬や給与等の総額には、その芸能人等に対して実費として支払われる金額や報酬の支払者がその芸能人等に代わって負担した交通費などの金額を含みます。

【学生等】

- (1) 旧条約では、一方の締約国を訪れた当初に他方の締約国の居住者であった個人であって、「一方の締約国内の大学その他の公認された教育機関において勉学を行うこと」や「職業上の又は専門家の資格に必要な訓練を受けること」などを主たる目的としてその一方の締約国内に一時的に滞在する人については、その一方の締約国に到着した日から 5 課税年度を超えない期間、生計、教育、勉学、研究又は訓練のための海外からの送金、奨励金やその一方の締約国内で提供する人的役務によって取得する所得で 1 課税年度において合計 2,000 合衆国ドル又は日本円によるその相当額を超えないものについては、一方の締約国の租税を免除することとされていました。
- (2) 日米新租税条約では、教育又は訓練を受けることを主たる目的として一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であって、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であったものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付であって国外から支払われるものに限り、滞在地国で免税とされました。この租税の免除期間は、学生については、特に制限はありませんが、事業修習者については、滞在地国で最初に訓練を開始した日から 1 年以内に限り適用されることとなりました。
- (3) なお、旧条約の学生条項に基づく税の減免を受けていた人については、旧条約が引き続き効力を有した場合にその特典を受ける権利を失う時まで、その特典を受ける権利を有することとされています。

【教授】

- (1) 旧条約では、一方の締約国の大学などにおいて教育や研究を行うことを主たる目的としてその国に一時的に滞在する他方の締約国の居住者であった個人などについては、その国に到着した日などから2年を超えない期間、その教育機関における教育又は研究の人的役務の提供によって取得する所得につき、その一方の締約国の租税を免除することとされていました。
- (2) 日米新租税条約においては、一方の締約国における滞在にもかかわらず引き続き他方の締約国の居住者に該当する人に対してのみ、この条項が適用されることとなりました。
- (3) なお、旧条約の教授条項に基づく税の減免を受けていた人については、旧条約が引き続き効力を有するとした場合にその特典を受ける権利を失う時までその特典を受ける権利を有することとされています。

【適用手続等について】

その支払を受ける上記の報酬などについて、日米新租税条約の適用を受ける場合には、最初にその支払を受ける日の前日までに、源泉徴収義務者ごとに、所定の事項を記入した届出書に特典条項に関する付表(添付書類を含みます。)を添付して、その源泉徴収義務者を經由して、その源泉徴収義務者の納税地の所轄税務署長に届出をする必要があります。

なお、旧条約の学生等条項や教授条項について「租税条約に関する届出書」を提出し、平成16年7月1日前に実際に所得の支払を受け旧条約の適用を受けている場合には、旧条約が引き続き効力を有するとした場合にその特典を受ける権利を失う時まで旧条約の規定の適用を受けることができます。

4 租税条約の両締約国において異なる課税上の取扱いを受ける事業体を通じて両締約国にまたがって所得が取得される場合の取扱いに関する規定が整備されました。

- (1) 一方の締約国の事業体が所得の源泉地国である他方の締約国から所得を得る場合において、その他方の締約国ではその事業体を納税義務者として取り扱うが、その事業体の居住地国においてはその事業体の構成員を納税義務者として取り扱うといったことが起こりえます。この場合には、他方の締約国においてその事業体が納税義務者として課税されるにもかかわらず、その事業体の居住地国においては、その事業体は納税義務者とされないことから、その事業体は、租税条約上の居住者に該当せず租税条約の特典を受けられないこととなります。
- (2) 日米新租税条約においては、上記のように日本と米国において異なる課税上の取扱いを受ける事業体を通じて両国にまたがって所得が取得される場合には、その所得を取得する事業体の居住地国における課税上の取扱いを基にして、源泉地国における課税にも一定の範囲で租税条約の特典が及ぶよう、次のとおり租税条約の適用関係に関する規定が整備されました。
 - イ 源泉地国である一方の締約国から他方の締約国の事業体を通じて所得が取得され、その事業体がある所在地国においてその事業体の構成員が納税義務者とされる場合(構成員課税)には、その事業体が源泉地国において納税義務者とされる場合(団体課税)であっても、その所得のうち、他方の締約国の居住者である事業体の構成員が取得する部分につき、日米新租税条約の特典が与えられます。
 - ロ 源泉地国である一方の締約国から他方の締約国の事業体を通じて所得が取得され、その事業体がある所在地国において団体課税を受ける場合には、その事業体が源泉地国では構成員課税を受けるときであっても、その所得には日米新租税条約の特典が与えられます。
- ハ 源泉地国である一方の締約国から日米両国以外の第三国の事業体を通じて所得が取得され、その事業体がある他方の締約国で構成員課税を受ける場合には、その事業体が源泉地国では団体課税を受けるときであっても、その所得のうち、その事業体のその他方の締約国の居住者である構成員が取得する部分につき、日米新租税条約の特典が与えられます。
- ニ 源泉地国である一方の締約国から日米両国以外の第三国の事業体を通じて所得が取得され、その事業体がある他方の締約国で団体課税とされる場合には、その所得については日米新租税条約の特典は与えられません。
- ホ 源泉地国である一方の締約国からその国の事業体を通じて所得が取得され、その事業体がある他方の締約国で団体課税とされる場合には、その所得については日米新租税条約の特典は与えられません。

【適用手続等について】

- (1) 外国法人が支払を受ける配当、利子、使用料又はその他の所得(以下「配当等」といいます。)のうち、租税条約の規定において、その租税条約の相手国においてその法令に基づきその外国法人の株主等である者(その租税条約の規定によりその租税条約の相手国の居住者とされる者に限ります。)の所得とされる部分(以下「株主等配当等」といいます。)について、その租税条約の規定に基づいて源泉所得税の軽減又は免除を受けようとする場合(上記「4」(2)のイ及びハがこれに該当します。)には、その外国法人は、源泉徴収義務者ごとに、この「4」以外の場合において租税条約の適用を受ける場合の届出書の記載事項に加え次のイ及びロの事項を記載した届出書にハからホまでの書類を添付して、その源泉徴収義務者を經由して、その源泉徴収義務者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

イ その配当等が租税条約の相手国の法令に基づきその外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる事情の詳細

ロ 株主等である者の各人別の氏名及び住所若しくは居所又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地などの事項とともに株主等配当等に該当する部分の金額などに関する事項

ハ イに掲げる事情の詳細を明らかにする書類(その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文も含みます。)

二 ロの株主等である者(租税条約の適用を受ける者に限ります。)がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類(その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文も含みます。)

ホ 二の株主等である者の居住者証明書

(注) 「1」の特典条項に関する付表を添付して届出書を提出する必要がある場合には、二の各株主等である者の特典条項に関する付表を添付する必要があります。

- (2) 次の から に掲げる配当等について租税条約の規定に基づき源泉所得税の軽減又は免除を受けようとする場合には、これらの非居住者、外国法人、居住者又は内国法人は、その配当等の源泉徴収義務者ごとに、この「4」以外の場合において租税条約の適用を受ける場合の届出書の記載事項に加え次のイ及びロの事項を記載した届出書にハからホまでの書類を添付して、その源泉徴収義務者を經由して、その源泉徴収義務者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

なお、その団体の構成員のうち特定の構成員がその構成員以外のすべての構成員から、それらの構成員が届出書に記載すべき事項について通知を受け、その事項を記載した届出書を提出した場合には、すべての構成員が届出書を提出したものとみなされます。

その非居住者又は外国法人が居住者とされる国との間の租税条約の規定により、その国の法令に基づきその非居住者又は外国法人が構成員となっているその国の団体の所得として取り扱われるもの

その非居住者又は外国法人の居住地国以外の国との租税条約の規定により、その租税条約の相手国においてその国の法令に基づきその非居住者又は外国法人が構成員となっているその国の団体の所得として取り扱われることとなっているもの

居住者又は内国法人が支払を受ける配当等のうち、租税条約の規定において、その租税条約の相手国においてその法令に基づきその居住者又は内国法人が構成員となっているその国の団体の所得として取り扱われるもの

イ その配当等の支払を受ける者のその配当等がその租税条約の相手国の法令に基づきその者が構成員となっているその租税条約の相手国の団体の所得として取り扱われる事情の詳細

ロ イの租税条約の相手国の団体の名称、本店又は主たる事務所の所在地などの事項とその租税条約の相手国の団体の所得として取り扱われる金額などに関する事項

ハ イに掲げる事情を明らかにする書類(その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。)

二 その配当等の支払を受ける者がその団体の構成員であることを明らかにする書類(その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。)

ホ 租税条約の相手国の権限ある当局が発行したその団体の居住者証明書

(注) 「1」の特典条項に関する付表を添付して届出書を提出する必要がある場合には、二の団体の特典条項に関する付表を添付する必要があります。

5 日米新租税条約は、源泉所得税に関するものについては、平成 16 年 7 月 1 日以後に支払を受けるべきものから適用されます。

- (1) 日米新租税条約は、日本の源泉徴収に関するものについては、**平成 16 年 7 月 1 日以後に支払を受けるべきものから適用**されます。したがって、支払期日があらかじめ定められているようなものについては、その支払期日が 7 月 1 日以後であるものについて日米新租税条約が適用されることになります。また、支払期日が定められていないものについては、実際に支払を行った日が平成 16 年 7 月 1 日以後であるものについて適用されます。
- (2) なお、株式の配当は、たとえ 7 月 1 日以後に支払うこととなったとしても、6 月中に確定した(株主総会の決議のあった)配当については、収入すべき日は、配当の支払が確定した日(株主総会の決議のあった日)となり、その日が「支払を受けるべき日」と解されることから、平成 16 年 6 月中に株主総会の決議のあった配当については旧条約が適用されます。
- (3) 旧条約の学生等条項又は教授条項に基づく税の減免を受けていた者については、旧条約が引き続き効力を有するとした場合にその特典を受ける権利を失う時までその特典を受ける権利を有することとされています(「3」の【学生等】又は【教授】を参照してください。)。このほか、旧条約による税の減免の特典が新条約によるそれより有利な者については、その者が選択した場合には、新条約の適用が開始されるべき日(源泉所得税については、平成 16 年 7 月 1 日)から 12 か月の間、旧条約を全体として引き続き適用されることとされています。旧条約は、源泉徴収される租税に関しては原則として平成 16 年 7 月 1 日以後適用されないこととされていますので、同日以後、源泉徴収の段階で旧条約の適用を受ける場合には、旧条約の適用を受けることについて租税条約に関する届出書を提出することとされています。なお、この場合には、平成 17 年 6 月 30 日までは旧条約が全体として適用されることになります(学生等条項及び教授条項の場合は、旧条約が引き続き効力を有するとした場合にその特典を受ける権利を失う時まで、旧条約のそれらの条項が適用されます。)

国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】・タックスアンサーホームページ【<http://www.taxanswer.nta.go.jp>】

源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく
税務相談室又は税務署の源泉所得税担当におたずねください。



この社会あなたの税がいきている